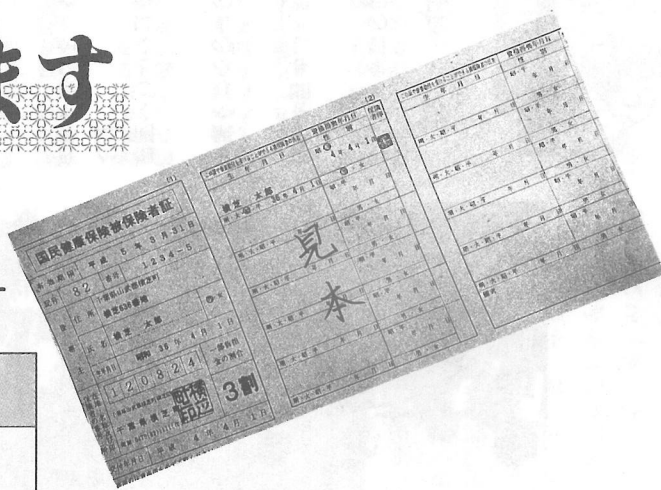


4月1日から 保険証がかわります



こんなときには
14日以内に届け出が必要です

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護をうけるととき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使用できないとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
	長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

わたしたちの健康づくりの黒子役として国民健康保険証がありますが、この保険証が、4月1日から新しいものに切り替えられます。

新しい保険証は、3月下旬にあなただけの地区の総務員さんを通じて交付しますので、①住所②氏名③生年月日などに間違いがないか、よく確認してください。

現在お持ちの保険証は、4月1日から使えなくなります。

のでご注意ください。古い保険証は4月1日以降、総務員さんに回収していただく予定です。

窓口での受け取りも

できます

事情があつて、直接、保険証がほしい方は、住民課の窓口で受け取ることもできます。(申し込みは3月15日までに)

学生さんには 学保険証を!

新入学で他の市町村へ転出する場合、新たに学保険証が交付されますので、転出の際に手続きをしてください。(国保の保険証・印鑑・4月1日以降に発行された在学証明書が必要です。)